

第76回 国際獣疫事務局（O I E）総会の 概要について

1. 国際獣疫事務局（O I E）による加盟国のB S Eステータスの認定等について・・・・・・・・・・ 1
2. 各国B S Eステータスに対する我が国のコメント
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. B S Eコードの改正について ・・・・・・・・・・ 6

プレスリリース

平成20年5月30日
農 林 水 産 省

国際獣疫事務局（OIE）による加盟国のBSEステータス認定等について

第76回OIE総会が5月25日（日曜日）から30日（金曜日）の日程で、フランス・パリにおいて開催されているところですが、その概要について以下のとおりお知らせします。

- （1）OIEコードの改正提案については、以下のとおりです。
- ① コンパートメントの適用に関する一般ガイドライン案
上記ガイドラインが採択されました。
 - ② 口蹄疫等に関する封じ込め地区規定の見直し
封じ込め地区の要件については、十分な広さを有するべきであるとの我が国からのコメントが受入れられた上で、採択されました。
 - ③ BSEステータス認定に関するコードの見直し
実質的な見直しは行われませんでした。
- （2）各申請国のBSEステータスについて、科学委員会から示された評価案のとおり決定され、全体会合で採択されました。

【認定された各申請国のBSEステータス】

BSEステータス	BSEステータスの申請を行った加盟国
無視できるリスクの国 （5か国）	フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ
管理されたリスクの国 （25か国）	オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、英国、リヒテンシュタイン、メキシコ

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課

代 表：03-3502-8111（内線4581）

直 通：03-3502-5994

担 当：片貝

当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>

各国 B S E ステータスに対する我が国のコメント

各国の申請書を評価し、B S E のステータスを推奨した科学委員会及びアドホックグループの努力を多とする。動物及びヒトの健康へのリスクが B S E ステータス決定の基礎であることを考慮し、我々は以下のようなコメントを提出する。

I 全般的コメント

我々は、科学委員会報告書が適時に提示されたこと及び作業の日程が予め通知されたことを歓迎する。また、科学委員会が報告書において、各国の B S E ステータス評価にあたっての O I E コード適用の考え方について、多くの点を明らかにしたことを歓迎する。

我々は O I E が加盟国や関係者の理解を促し、一層の透明性を確保するよう努力すべきであると考えている。

今回の評価案については、評価対象国が多いことから、判断の根拠となった資料又はその概要を予め加盟各国に提示する、または具体的かつ詳細に報告書に記載するといった対応がなされないと、適切なコメントを行うことは困難であることに留意願いたい。我々は、リスク評価報告書が加盟国の専門家に対して一般に、容易に理解でき、実用的な形式で提出されるべきであると考えている。

以上を踏まえた上で、B S E ステータス評価案について、加盟国が客観的な判断をすることが可能となるように、申請した各国が O I E コードに規定された基準を満たすとした根拠やデータを十分詳細に、科学委員会報告において提示するよう要請する。以下の事項が科学委員会報告書に提示されるよう求める。具体的には、

- 1) 認定に当たって重要な要素であるサーベイランスと飼料規制については、
 - ①サーベイランスについては、要件を満たしているという結論だけでなく、検査総頭数（ストリーム毎の検査頭数の合計）と獲得ポイント数と、要件を満たすとした概要説明。
 - ②飼料規制の適正なレベルの管理及び査察については、より具体的な判断基準を提示するとともに、飼料規制導入後に出生した牛から B S E が確認されていることについて、どのような評価をしているのか。また当該判断基準に基づき効果的な飼料規制が何年から実施されていると評価されたのか、
 - ③それぞれのカテゴリーの要件が満たされていない場合には、それにも関わらずステータスの要件を満たすと評価された具体的な根拠。
- 2) また、一部の国については、サーベイランスのストリーム区分が不適切、飼料規制の実施状況について情報が不十分であるとの指摘されているにも関わらず「無視できるリスク」に区分されているが、ステータス要件を満たすと評価された具体的な根拠を科学委員会報告に十分詳細に提示することを要請する。

II 各国の評価案に関し、追加的に提示を求める情報

上記 I のコメントに加え、各国の評価案に関し、以下のデータ及び科学委員会の見解の提示を求める。

1. 全ての国

- ・サーベイランスについては、要件を満たしているという結論だけでなく、検査総頭数（ストリーム毎の検査頭数の合計）と獲得ポイント数と、要件を満たすとした概要説明。

2. ベルギー、チェコ共和国、ドイツ、アイスランド、リトアニア、マルタ

- ・科学委員会がサーベイランスのストリーム区分が不適切との指摘があるにも関わらず、サーベイランスの要件を満たすとする根拠。

3. 全ての国

- ・飼料規制の適正なレベルの管理及び査察の開始時期、具体的な判断基準（要件）を満たすという根拠。特に英国、アイルランド、ポルトガル、オランダ、ポーランド、ドイツ、ルクセンブルグ、スロバキア、スペインについては飼料規制後に出生した牛が BSE 患畜と確認されたことについてどのように評価しているのか。科学委員会報告書によれば、例えば英国では効果的な飼料規制が何年から実施されていると評価されたのかの既述がなく、国内発生最若齢陽性牛は 2000 年 5 月出生とされている。一方 DEFRA の公表データによれば、飼料規制が開始された 96 年 8 月以降に出生した BSE 患畜は 170 頭を超えている。また、2000 年 5 月より後に出生した BSE 患畜は 12 頭。そのうち最も新しい患畜は 2002 年出生の 3 頭となっている。

4. 全ての国（キプロス、エストニア、ハンガリー、ラトビア、マルタ、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、アイスランドを除く）

- ・Article2.3.13.4（管理されたリスク）の規定に関し、国内での BSE 確認牛について出生コホート及び飼料コホートの情報が不十分であるにもかかわらず「管理されたリスク」に分類された根拠（これらの牛が生存している場合には、これらの牛が永久に識別かつ移動管理され、と殺又は死亡した時に完全に処分されていることも含む）。

5. フィンランド、スウェーデン

- ・Article2.3.13.3（無視できるリスク）の規定に関し、国内での BSE 確認牛について出生コホート及び飼料コホートの情報が不十分であるにもかかわらず「無視できるリスク」に分類された根拠（これらの牛が生存している場合には、これらの牛が永久に識別かつ移動管理され、と殺又は死亡した時に完全に処分されていることも含む）。

6. ポルトガル（自治州であるアゾレス諸島及びマデイラ諸島）

- ・BSE の発生が確認されている国内の一部の地域について、輸入状況等の情報が無いにも関わらず、国全体として「管理されたリスク」に分類されている根拠。

7. アイスランド、ノルウェー

- ・侵入リスクに関し、輸入品を介しての侵入リスクは無視できるとする具体的な理由及び肉骨粉（MBM）や生体牛の輸入状況。

8 全ての国

- ・検査の開始時期

9. エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン

- ・周知プログラムの開始時期

10. ベルギー、ドイツ、アイスランド、ノルウェー、スロバキア、スペイン

- ・循環リスク及び増幅リスクについて、リスクが減少しているという根拠。

Ⅲ 前回認定のフォローアップ

- ・2007年2月の科学委員会報告書（評価対象国は、米、加等12カ国）によれば、科学委員会は一部のBSEステータス評価申請国に対し「2006年における飼料規制条件の管理と査察の状況並びにサーベイランス実施状況に関するデータの提供」を求めており、我が国もこれを支持するコメントを提出したところである。我々は科学委員会に対し、その後、当該国のOIEに対する報告状況とその後の検討状況について情報提供を要請したい。

Ⅳ リスクステータスの停止をBSEコードに記載すべきとの提案について

- ・日本は、FMDステータスの停止が公式認定の手続規定で定まっていることとの整合性から、BSEステータスの停止についても、OIEのBSEコードに定めるのではなく、公式認定の手続規定で定めるべきと考える。

各国 B S E ステータスに対する我が国のコメント

日本政府は動物及びヒトの健康へのリスクが B S E ステータス決定の基礎であることを考慮し、各国からの提案についての理解を促進するため、以下のコメントを提出する。

I 各国評価に対するコメント

1. メキシコ

「循環及び増幅リスク」に関し、S R M の除去がなされておらず B S E 病原体が存在したら、これが循環・増幅するリスクがあるとされているとの報告書の記載に留意し、科学委員会は動物飼料から S R M を排除することについて検討すべきことを助言する必要があると考える。

2. リヒテンシュタイン

「Appendix3.8.4 に従ったサーベイランス」に関し、小規模の牛群（24ヶ月齢以上が3000頭）を調整するために、コードの Appendix3.8.4 の表1から、どのような推定方法を用いて A 型サーベイランスの最低要件を満たすという判断を導いたのか報告書に明記すべきである。

II 既に B S E ステータスが認定された国からの年一度の再確認のためのデータ又は追加情報の再検討について

我々は、アドホックグループが、2007年5月に B S E ステータスを認定されている国からの、毎年の必要更新事項に対する返答が概して不足していることに懸念を有していること、また、このことが O I E の B S E ステータス評価の信頼性を傷つけるのではないかと懸念を有していることと同様の懸念を有している。

このために、アドホックグループが毎年の更新手続きを容易にするための修正した質問票を作成し、これと同様の様式の質問票を特別に要求された更新事項に返答しなかった全ての国に発送することを推奨したことを支持する。

加えて、科学委員会は、既認定国に対し毎年の更新の期限の遵守と併せ、要請された追加情報の提出を強く要請すべきである。

BSEコードの改正について

2007年コード

1. BSEステータス認定に関するコードの見直し

2. 「管理された／不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン

- ・ 30ヶ月齢超の頭蓋骨（管理されたリスク）、12ヶ月齢超の頭蓋骨および脊柱（不明のリスク）を除外

1年継続して議論することとされた。

コード改正案

1. BSEステータス認定に関するコードの見直し

- ・ 各国が、別途自らリスク評価をする際にもOIEのリスク評価のガイドラインを適用する旨の条文が [] 付きで追加。

2. 「管理された／不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン

- ・ ~~1230ヶ月~~12ヶ月齢超の頭蓋骨（管理されたリスク）、12ヶ月齢超の頭蓋骨および脊柱（不明のリスク）を除外

総会の結果

1. BSEステータス認定に関するコードの見直し

- ・ 当該条文は、加盟国の誤解を招くとして総会の場で取り下げられた。

2. 「管理された／不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン

- ・ 12ヶ月齢超の頭蓋骨及び脊柱（管理されたリスク/不明のリスク）を除外